

# 歴史情報博物館 施設概要



# 一設計の考え方

年月	内容
2015.11	「歴史資料保存整備検討委員会報告書」提出
2019.3	「(仮称)歴史情報・公文書館基本構想」策定
2020.3	「(仮称)歴史情報・公文書館基本計画」策定
2021.2	「(仮称)歴史情報・公文書館及び立体駐車場基本設計業務」完了
2021.8	文部科学大臣→文化審議会諮問 「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」
2021.12	文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」
2022.3	「(仮称)歴史情報・公文書館実施設計業務」完了 「(仮称)歴史情報・公文書館展示等設計業務」完了 「博物館法の一部を改正する法律」成立
2023.4	「博物館法の一部を改正する法律」施行

### 2. 「基本計画」における施設の役割・使命

- 歴史を未来(あす)に継承**  
歴史資料の収集、保存、整理
- 国内外への歴史・文化情報発信**  
国内外に豊かな歴史・文化を発信
- 歴史資料を媒介とした市民交流の拠点**  
気軽に歴史に親しめる環境整備
- 既存施設と連携した地域活性化**  
既存文化施設、こおりやま広域圏関係機関等とのネットワーク形成
- 地域の歴史を学ぶ拠点**  
専門職員が中心となり関係団体等と連携して地域の歴史を伝える

### 3. 「基本設計」における施設の考え方

#### 周辺施設とつながる

まちの特性を活かす

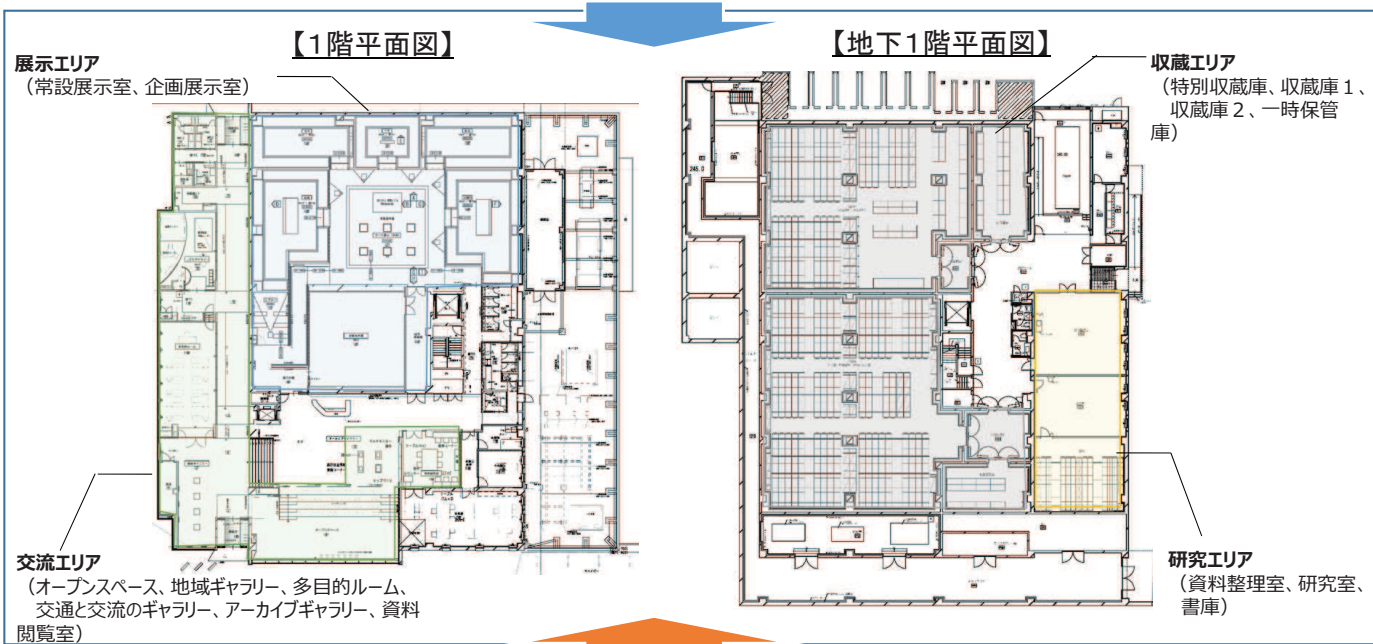
#### 人とまちをつなぐ

気軽な利用を促す

#### 市民を惹きつける

新しい発見や好奇心を誘発

「歴史資料保存整備検討委員会報告書」、「基本構想」、「基本計画」、「基本設計」を具現化し、諸室配置決定



#### 【施設の特徴】

- 麓山地区既存文化施設を活かした施設整備  
→中央図書館等との機能分担、事業連携  
⇒「歴史と緑の生活文化軸」の形成推進
- 通り抜けできる交流エリア  
→日常的に利用でき、歴史・文化に親しめる環境整備  
⇒麓山地区の賑わいと交流の中心拠点
- デジタル技術の活用  
→アーカイブギャラリー等での情報発信  
⇒歴史・文化の魅力を発信し、地域への回遊性を創出
- 地域の多様な主体、博物館同士の連携  
→郷土史研究会や広域圏内関係機関との連携推進  
⇒博物館法改正の動向に対応
- 多世代への学びの提供  
→「交通史」から過去と現在のつながりを感じる体験学習室  
⇒世代間交流を促進

➡ 交流エリアの重要性

## 「これからの博物館に求められる役割・機能」、「博物館法改正内容」を踏まえた事業展開

### 4. 文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」概要

●今後必要とされる役割・機能

- 「文化をつなぐミュージアム」として地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGs等社会的・地域的課題と向き合うための場
- 実物(もの)に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場
- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築

●これからの博物館に求められる役割・機能(5つの方向性)

1 <b>守り、受け継ぐ</b>	2 <b>わかち合う</b>	3 <b>育む</b>	4 <b>つなぐ、向き合う</b>	5 <b>営む</b>
資料の収集・保管・蓄積と文化の継承	資料の展示、情報の発信と文化の共有	多世代への学びの提供	社会や地域の課題(まちづくり・観光・福祉等)への対応	専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

### 5. 「博物館法の一部を改正する法案」概要

- 法律の目的及び博物館事業の見直し
- 社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める
- 博物館事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- 他の博物館等と連携すること及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組みむことを努力義務
- 施行日  
2023年4月1日

